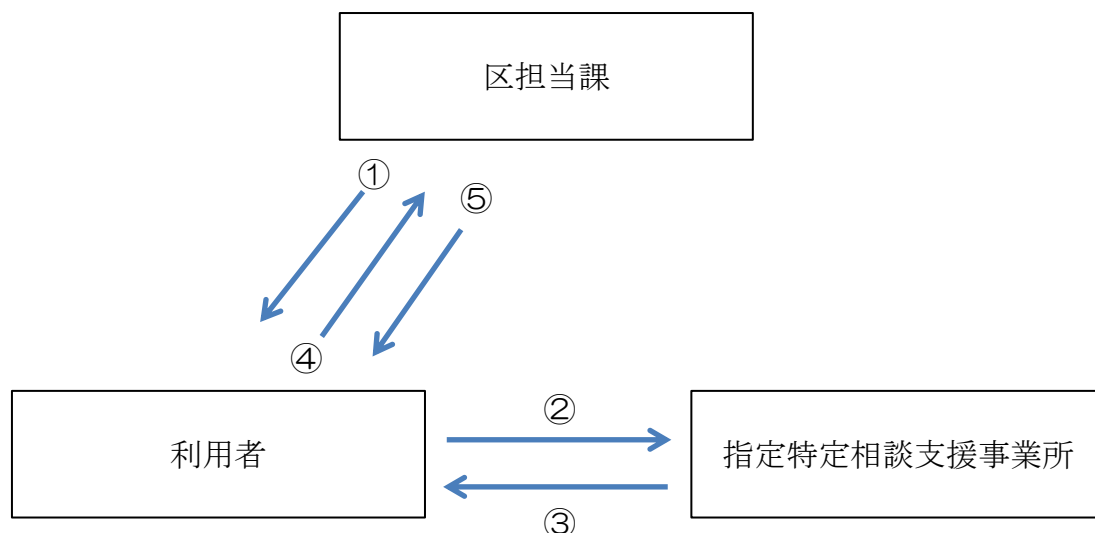


## 念のため支給決定を受けたい利用者についての取り扱いについて



- ① 区はサービス等利用計画案提出依頼書を交付する。
- ② 利用者は指定特定相談支援事業所へサービス等利用計画案作成依頼をする
- ③ 指定特定相談支援事業所はアセスメント票（市の参考様式）を用いてアセスメントを行い、利用者には障がい福祉サービス等を利用する必要性がないと判断し、なおかつ、利用者がサービス事業所と契約を結ばないという時はサービス等利用計画案を作成できないことを利用者へ伝える。 注1
- ④ 利用者は、区へ指定特定相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらえない事情を伝える。
- ⑤ 区は利用者へセルフプランについて提示する。

注1) アセスメントを行い、障がい福祉サービス等を利用する必要性があると判断されれば、サービス等利用計画案の作成～支給決定～担当者会議等必要な支援を行う。

障がい者がサービスを利用しない理由には、さまざまなことが想定されます。念のために支給決定を希望している場合でも、真のニーズがあるかもしれませんので、一度は指定特定相談支援事業所がアセスメントする必要があります。アセスメント結果に基づき、真にニーズがある場合は適切なサービス利用を促すことが必要です。